

免許法別表第3（平成28年改正法適用）

中学校教諭2種⇒1種（12年10単位）

中学校教諭2種免許状取得後の在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	新法に対応する旧法の科目名又は事項名	
教科に関する専門的事項に関する科目		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、宗教等の各科目 ※教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める教科の単位数が、10単位に満たない場合は、免許法施行規則第4条の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、同条表備考同号に掲げる科目の <u>4分の1以上の科目</u> にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする。	10	9	8	7	6	5	4	3	教科に関する科目 同左
教育の基礎的理解に関する科目		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	1	1	1					・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	
各教科の指導法に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	3	3	3	3	3	3	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	4	3	3	3	3	3	2	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解									
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）								教育課程の意義及び編成の方法	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）								各教科の指導法	
		道徳の理論及び指導法								道徳の指導法	
		総合的な学習の時間の指導法									
		特別活動の指導法								特別活動の指導法	
		教育の方法及び技術	10	9	8	8	7	5	4	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
		生徒指導の理論及び方法								生徒指導の理論及び方法	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								進路指導の理論及び方法	
教育実践に関する科目		教職実践演習	1	1	1					教職実践演習	
大学が独自に設定する科目（※1）			4	4	3	3	3	3	2		
その他必要な科目（※2）			15	13	11	9	6	4	2		
所要単位数（中学校教諭2種免許状取得後の修得単位）			45	40	35	30	25	20	15	10	

※1 「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教職に関する科目」に定められた各単位数の余剰単位を充てることができます。

※2 「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。

《免許法施行規則第11条表備考3》

下記のいずれかに該当する方は、在職の軽減措置がありますので「中学校教諭2種⇒1種（6年10単位）」を御確認ください。

(1) 大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）

(2) 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者